

審 査 基 準

平成28年11月10日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第8条第2項
処 分 の 概 要	通行許可
原権者(委任先)	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 鳥取県道路交通法施行細則第4条の3（通行の許可）
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請書は、許可を受けようとする場所（区間）を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署、高速道路交通警察隊の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課
備 考	

別 紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が1から3までのいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)から(3)までの全てを満たす場合
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。

- 3 1、2のほか、鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年12月19日鳥取県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第4条の3に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

規則第4条の3第1号に規定する「日常生活に欠かすことのできない物品等」とは、食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。

「やむを得ない事情」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益性を上回る公共性、公益性及び必要性があると認められるときをいう。

同条第2号に規定する「業務の必要性」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。

同条第4号に規定する「公益上」とは、電気、ガス、水道の管理のための作業等の公共性、公益性、必要性の高いことが社会に認知されているものをいい、「社会生活慣習上」とは、引っ越し、地域の祭礼行事等社会生活習慣として広く認められているものを指す。

同条に規定する「やむを得ないと認められる」場合とは、許可対象行為に関して社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。